

行政保有情報(1)

(百選「I-40」～「I-43」)

問題 001

債権者請求書等のうち、交際の相手方が識別され得るものといえども、大阪府公文書公開等条例8条4号または5号により公開しないことができる文書に該当するとは言えない。

001 解答：誤り

公開しないことができる文書に該当するとした。

(I-40)

問題 002

債権者請求書等のうち、交際の相手方が私人で識別され得るものは、交際内容等が一般に公表、披露されることがもともと予定されているものなどを除き、大阪府公文書公開等条例9条1号により公開してはならない文書に該当する。

002 解答：妥当である。(I-40)

問題 003

大阪市公文書公開条例6条2号にいう「個人に関する情報」については、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には文言上何ら限定されていないから、個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定されるものではなく、個人にかかわりのある情報であれば、原則として同号にいう「個人に関する情報」に当たると解するのが相当である。

003 解答：妥当である。(I - 4 1)

問題 004

法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての非公開事由が規定されているものと解するのが相当であり、大阪市公文書公開条例6条2号の非公開情報に当たるものと解すべきである。

004 解答：誤り

非公開情報に当たらないとした。(I - 4 1)

問題 005

国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の社会的活動としての側面を有するが、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、公務員個人が大阪市公文書公開条例6条2号にいう「個人」に当たることを理由に同号の非公開情報に当たるとはいえないものと解するのが相当である。

005 解答：妥当である。(I - 4 1)

問題 006

府又は国等の意思形成の過程における情報であって、公開することにより、当該又は同様の意思形成を公正かつ適切に行うことに著しい支障が生じるおそれのあるものが記録されている公文書の公開をしないことができる旨を定めた条例の規定は、憲法21条1項その他憲法の各規定に違反するものである。

006 解答：誤り

憲法に違反しないとした。(I - 4 2)

問題 007

文書中に、非公開情報に該当しない公務員の懇談会出席に関する情報が記載されている場合には、その記載がいかなる欄や箇所にあるかを問わず、すべてこれを公開すべきである。

007 解答：妥当である。(I - 4 3)

問題 008

文書中に、非公開情報に該当しない公務員の懇談会出席に関する情報と、これに該当する公務員以外の者の懇談会出席に関する情報とに共通する記載部分がある場合、これを公開すべきでないとする判断は正当である。

008 解答：誤り

それ自体非公開情報に該当すると認められる記載部分を除く記載部分は、公開すべき公務員の各懇談会出席に関する情報としてこれを公開すべきであるとした。

(I - 4 3)